

工事等入札時に提示する金額入り設計書の開示について

田辺市役所 契約課

田辺市では、令和7年4月1日からこれまで不開示情報として取り扱ってきた土木建築その他の工事及びこれに係る委託業務並びに地籍調査業務等（以下「工事等」という。）の入札時に提示する金額入り設計書（以下「金入り設計書」という。）の開示を行います。

1 開示方法は、次の方法となります。開示方法の詳細は、別表1をご覧ください。

(1) 入札情報提供制度（新制度）

あらかじめ設定した提供可能範囲において、情報提供の申請があった場合、希望する金入り設計書の情報提供をいたします。田辺市情報公開条例に基づく開示請求より簡便な方法となり、提供可能範囲であればスムーズな情報提供が行える制度となります。

(2) 田辺市情報公開条例に基づく開示請求

田辺市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づき、所定の手続きを行った上で開示します。

2 入札情報提供制度について

(1) 金入り設計書の情報提供範囲

別表2の範囲となります。工事等の種類、又は設計担当課により設計内容が違うため開示範囲が異なります。詳しくは、設計担当課にお問合せください。なお、入札情報提供制度で提供される金入り設計書以上の情報を希望される場合は、田辺市情報公開条例に基づく開示請求を行っていただく必要があります。

(2) 申請方法

申請は、電子申請となります。契約課のホームページから申請してください。ホームページは、準備が出来次第、公開する予定です。1回に申請できる件数は、最大5件までとさせていただきます。詳しくは、別紙田辺市発注工事等に係る金入り設計書の情報提供に関する要領をご覧ください。

- ・5件を超える申請をしたい場合には、先に申請した全ての情報提供の処理が完了した後に、次の申請を行ってください。なお、先の申請が5件に満たない場合においても同様とします。
- ・申請の日付や時間に関わらず、1者（事業者を含む。以下同じ。）が行う申請は、1回の申請とみなします。
- ・事業者が複数の従業員等の氏名等を用いて、申請者を複数とし、それぞれが申請した場合でも、それは1者からの申請とみなします。

3 その他

- ・入札情報提供制度により提供した工事等の設計書に係る情報は、申請者に限り利用するものとし、当該情報を第三者への提供、又は開示等はいししないでください。
- ・工事等の入札において提示した設計書は、市の当該工事における積算資料であり、提供した設計書における市と落札者の軽微な積算及び見解の相違における契約の変更には応じられません。

○別表 1 開示方法の比較と詳細

種 別	(1)入札情報提供制度	(2)田辺市情報公開条例に基づく開示請求
申 請 方 法 及 び 提 供 までの流れ	①契約課のホームページから電子申請 ↓ ②契約課が申請内容を確認後、設計担当課に依頼する。設計担当課では、申請内容を審査して受付する。 ↓ ③設計担当課の準備が出来次第、設定した提供可能範囲の中から希望いただいた内容を提供。 <手続き期間> ・申請受付日の翌日から起算して7日以内準備が整えば短期間での交付が可能 ・提供方法は、電子メールでPDF データを送信 ※希望する金入り設計書の情報提供の可否は、設計担当課にお問合せください。	①情報公開条例に基づく開示請求を設計担当課に提出 ↓ ②市の設計担当課で受付した後に、開示の可否、開示範囲及び開示内容を決定 ↓ ③開示資料の準備 ↓ ④開示 写しの交付 <手続き期間> ・請求があった日から通常15日以内 ・困難な場合は、45日以内の延長 ・さらに大量の場合は、相当期間の延長 ・開示方法は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付 ※開示内容によっては、相当な期間が必要となります。
情 報 提 供 範 囲	一般競争入札及び指名競争入札で行った工事等（随意契約は除きます。） ※情報提供範囲は、別表2のとおり	全ての請求範囲を可能な限り開示 ※市が情報公開条例第7条に基づき、不開示情報と決定した部分を除きます。
申 請（請 求） 可 能 時 期	①当初設計書 当該工事等の契約後で市が準備出来次第 ②設計変更を含む全ての設計書 当該工事等の竣工後で市が準備出来次第	随時可能
申 請（請 求） 可 能 期 間	情報提供申請日の属する年度及び前年度に契約又は完了した工事等	公文書保存年限期間
対 象 者	・田辺市情報公開条例に基づく者 ・田辺市建設工事等入札参加資格者	田辺市情報公開条例に基づく者
費 用	無料	無料 ※写しの交付及び郵送を希望する場合は、作成及び郵送に要する費用を負担

○別表２ 金入り設計書の主な情報提供範囲

主な工事等の種類	情報提供範囲
土木工事等設計書	総括表、内訳表、単価表、数量計算書
建築関連工事設計書	設計書鑑、中科目別内訳、数量積算書
水道施設工事設計書	総括表、内訳表、単価表、数量計算書
地籍調査業務	地籍調査事業一般、算定簿
業務委託設計書	総括表、内訳表、単価表、数量計算書

※上記は、主な情報提供範囲であり、設計ごとに異なる可能性があります。

最終の情報提供範囲は、設計担当課の判断となります。